

# 医療福祉相談室だより

発行: 三島共立病院医療福祉相談室 2005年 11・12月号

介護保険制度が改悪され、はや、2ヶ月ほどが経ちました。

今回は10月号に引き続き、介護保険改悪による負担増をなんとか減らすための制度の紹介をします。

皆様が当てはまるかどうか、確認してみてください。

## まずはチェックシートをやってみよう！！

あなたの年収は266万円を超えますか??

(266万円とは、障害・遺族を除く年金収入+125万円以下のその他の収入)

はい

いいえ

障害認定(障害者手帳)を受けることで公費医療を受けること等、医療機関で相談しましょう。障害者控除を受け、所得税の軽減をしましょう。

あなたの世帯は住民税課税世帯ですか?

ケース1を参照の上  
ケース2,3に進んでください

はい

いいえ

特定入所者介護サービス費の申請はお済みですか?  
ケース2を参照してください

収入が155万円以上の方は  
障害認定の申請をしましょう  
ケース3を参照してください

### ケース1 同じ屋根の下でも非課税扱い 世帯変更の手続きを検討しましょう

息子さんと同居されているAさんのケース

世帯課税(第4段階)

Aさん	基礎年金	75万6千円
	遺族共済年金	100万円
息子		400万円

世帯変更

非課税(第2段階)

課税収入は75万6千円

息子

こうすることで

老人保健施設多床室利用の場合、3万円負担が軽くなります。

ホテルコスト(居住費、食費)/月

5万2千円

ホテルコスト(居住費、食費)/月

2万2千円

\*なおかつ保険給付部分で、自己負担上限額(第2段階で15000円)が適用になり、負担は更に軽くなります。

\* 窓口は市町村役場です。手続きは申請者の意思で行うことができます。

横に続く

## ケース2 特定入所介護サービス費(補足給付の申請は急いで！！)

ショートステイ利用の方も対象です。

ショートステイ(個室)利用のBさんのケース(第2段階)

居住費・食費部分の負担額は	
申請しなければ	申請すれば
一日ホテルコスト 3350円	一日ホテルコスト 1210円

\* 詳しくは市役所介護保険窓口へ。申請用紙は、市窓口または施設窓口にあります。

## ケース3 要介護者は障害者制度を活用できます。

障害者認定を受けることで来年からの負担増を避けることができます。

介護老人福祉施設に入所のCさんの場合

世帯非課税(第3段階) 老齢厚生年金  
Cさん 220万円 + 妻 39万円(老齢基礎年金)  
税制改正の影響により来年から大変な事に！！

平成18年より 世帯212万円超は  
\*単身で155万円課税

住民税課税に！

⇒ ホテルコストも全額かかってきます。

そこで、障害認定を受けることで、245万円までは住民税非課税になります。

障害者認定を受けない	障害者認定を受ければ
月ホテルコスト 10万2千円	月ホテルコスト 7万円

\* 認定を受けることでホテルコスト部分で3万2千円の負担軽減となります

### (1) 障害認定を受けるには ア イ のいずれかの手続きを

<ア> 障害者認定医の診察を受け、障害者手帳の交付を受ける。

イ 障害者であることの市町村長の認定を受ける。手続きは市町村によって異なるので市町村窓口にお問い合わせ下さい。(三島市ではかかりつけ医に診断書を作成してもらい、窓口へ提出して認定を受けます。窓口は高齢者福祉係です。)

### (2) 年金の申告ハガキにチェックを

公的年金受給者が所得控除を受けるために毎年11月～12月に提出する

「扶養親族等申告書」の本人障害者チェック欄に該当する数字を記入して提出しましょう。

(3) 寡婦 夫 の方も、収入245万円まで住民税非課税の扱いになります。

まずは

お電話を

介護保険の制度のこと、医療保険の制度のこと等お気軽に御相談下さい

三島共立病院 医療福祉相談室

電話番号(055)973-0882(平日8時30分～16時まで)